

行財政運営審議会準備会合開催要綱

(目的)

第1条 行財政の運営に関する条例（平成30年兵庫県条例第40号）第7条に基づく行財政運営審議会の設置に向けた準備を行うとともに、行財政運営方針に基づく適切な行財政運営に対する意見を聴くため、行財政運営審議会準備会合（以下「準備会合」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 準備会合は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 行財政運営方針の変更に関すること
- (2) 適切な行財政運営に関すること

(構成)

第3条 準備会合は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長)

第4条 準備会合に会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、議事を進行する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 準備会合は、知事が招集する。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により準備会合の職務に従事できない場合は、あらかじめ知事の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(謝金)

第6条 構成員が準備会合の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第2項の規定に基づき代理人が準備会合の職務に従事したときは、代理人に対して構成員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 構成員が準備会合の職務を行うために、準備会合に出席し、又は旅行したときは旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定によるものとする。
- 3 第5条第2項の規定に基づき代理人が準備会合の職務を行うために、準備会合に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備会合の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月30日から施行する。
(行財政運営審議会準備会合開催要綱の廃止)
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(別表) 第3条関係

氏名	主な役職
五百簾頭 眞	兵庫県立大学理事長
石田 正	兵庫県農業協同組合中央会会長
大橋 忠晴	川崎重工業株式会社相談役
川嶋 実	兵庫県建設業協会会長
木田 薫	NPO 法人ソーシャルデザインセンター淡路理事長
北野 美智子	兵庫県連合婦人会会長
佐伯 里香	株式会社ユーシステム代表取締役
佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
摺河 祐彦	兵庫県私学総連合会会長
空地 顕一	兵庫県医師会会長
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
藤原 保幸	伊丹市長（兵庫県市長会）
古谷 博	稲美町長（兵庫県町村会）
三上 喜美男	株式会社神戸新聞社論説委員長
吉本 知之	兵庫県社会福祉協議会会長